



4月1日から区民センターの使用料が前払いとなり、キャンセル料が発生します

【使用料の納付期限】

これまで、ご使用当日までに使用料をお支払いいただいておりますが、大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部改正により、平成29年4月1日申込み分からは、原則としてお申し込み後2週間以内に使用料をお支払いいただくこととなります。**期日までにお支払いいただけない場合は、お申込みが取り消しとなりますのでご注意ください。**

お申し込み時期		使用料の納付期限	
変更後	平成29年4月1日申込み分から	申込日から2週間以内	
	例外	申込日から使用日の前日までの期間が7日以上1か月未満	申込日から1週間以内
		申込日から使用日の前日までの期間が7日未満	使用日(使用開始前)
変更前	平成29年3月31日以前(改正条例施行前)にお申し込みの場合	使用日(使用開始前)	

※附属設備の使用料の納付期限は、これまでのとおりご使用日の使用開始前です。

【使用料の返金】

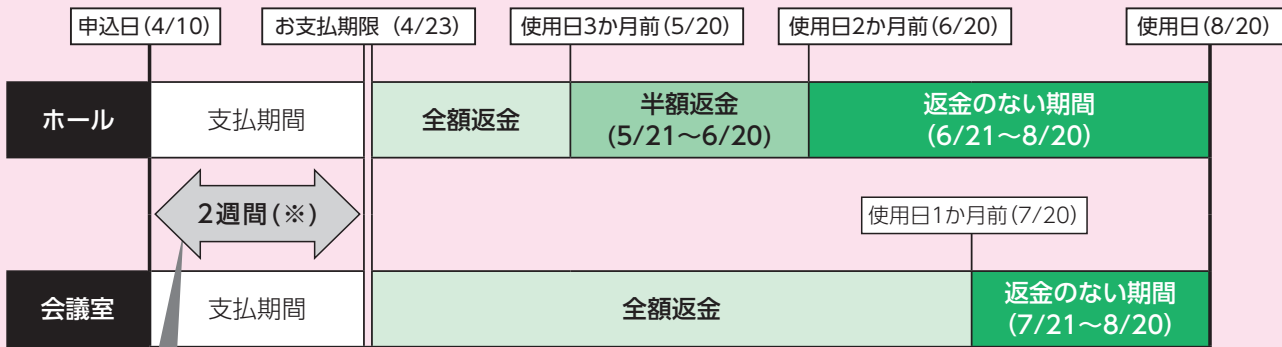
使用者が、次の期間内に使用許可の取り消し(キャンセル)を申し出た場合、お支払いいただいた使用料を返金します。

使用室名	使用許可の取り消しを申し出た日	返金する使用料の額
ホール	使用日の3か月前の日以前の日	全額
	使用日の3か月未満で2か月前の日以前の日	半額
会議室	使用日の1か月前の日以前の日	全額

※ただし、以下の場合、納入いただいた使用料の返金ができませんのでご注意ください。

- ・お申し込みの時点で、返金可能な期間を過ぎている場合。
- ・平成29年3月31日以前(改正条例施行前)のお申込み分で、事前に使用料を納付いただいた場合。
- ・附属設備の使用料を事前に納付いただいた場合。

具体例 お申込日が4月10日で、使用日が8月20日の場合



(※)原則、申込日から2週間以内にお支払いいただくこととなりますが、申込日から使用日前日までの期間が1か月未満の場合は、その期間によりお支払期限が異なります。

申込日から使用日前日までの期間が

【7日以上1か月未満の場合】→申込日から1週間以内

【7日未満の場合】→使用日の使用開始前まで

※区役所附設会館の申込み手続きの変更につきましては、15ページにも掲載しています。

問合せ 区役所市民協働課 ☎ 6930-9046 FAX 6931-9999

